

7. 資料編

7.1. 郡山城跡公園基本計画策定委員会

委員（敬称略 ◎委員長 ○副委員長）

- ◎ 久 隆浩 近畿大学総合社会学部教授
- 下村 泰彦 大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授
- 坂井 秀弥 奈良大学文学部文化財学科教授
- 飯田 喜代視 明日のお城と城下町を考える会
- 服部 伊久男 郡山史学会
- 中尾 誠人 大和郡山市産業振興部長
- 北森 正一 大和郡山市都市建設部長
- 八木 謙治 大和郡山市教育委員会教育部長

オブザーバー（敬称略）

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局公園緑地課長

奈良県教育委員会事務局学校支援課長

奈良県教育委員会事務局文化財保存課長

奈良県郡山土木事務所長

事務局 大和郡山市都市建設部都市計画課

郡山城跡公園基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 郡山城跡公園基本計画の策定にあたり、魅力ある整備計画の策定に資するため、郡山城跡公園基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、郡山城跡公園基本計画の策定について必要な事項を検討し、又は協議する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民の代表者等
- (3) 別表に掲げる関係課職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から郡山城跡公園基本計画策定事業の終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者から、委嘱された委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、会議の議長は委員長をもって充てる。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は都市建設部都市計画課に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、都市計画課長をもって充てる。

(担当者会議)

第8条 委員長は、会議の開催に必要と認めるときは、関係課の担当職員を招集して担当者会議を開催し、関係課間の意見の事前調整、会議の準備その他必要な事項についてあらかじめ協議させることができる。この場合において、担当者会議に出席する職員は、第3条第3号に掲げる者から選出された委員と重複することを妨げない。

- 2 担当者会議の議長は事務局長をもって充てる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

附則

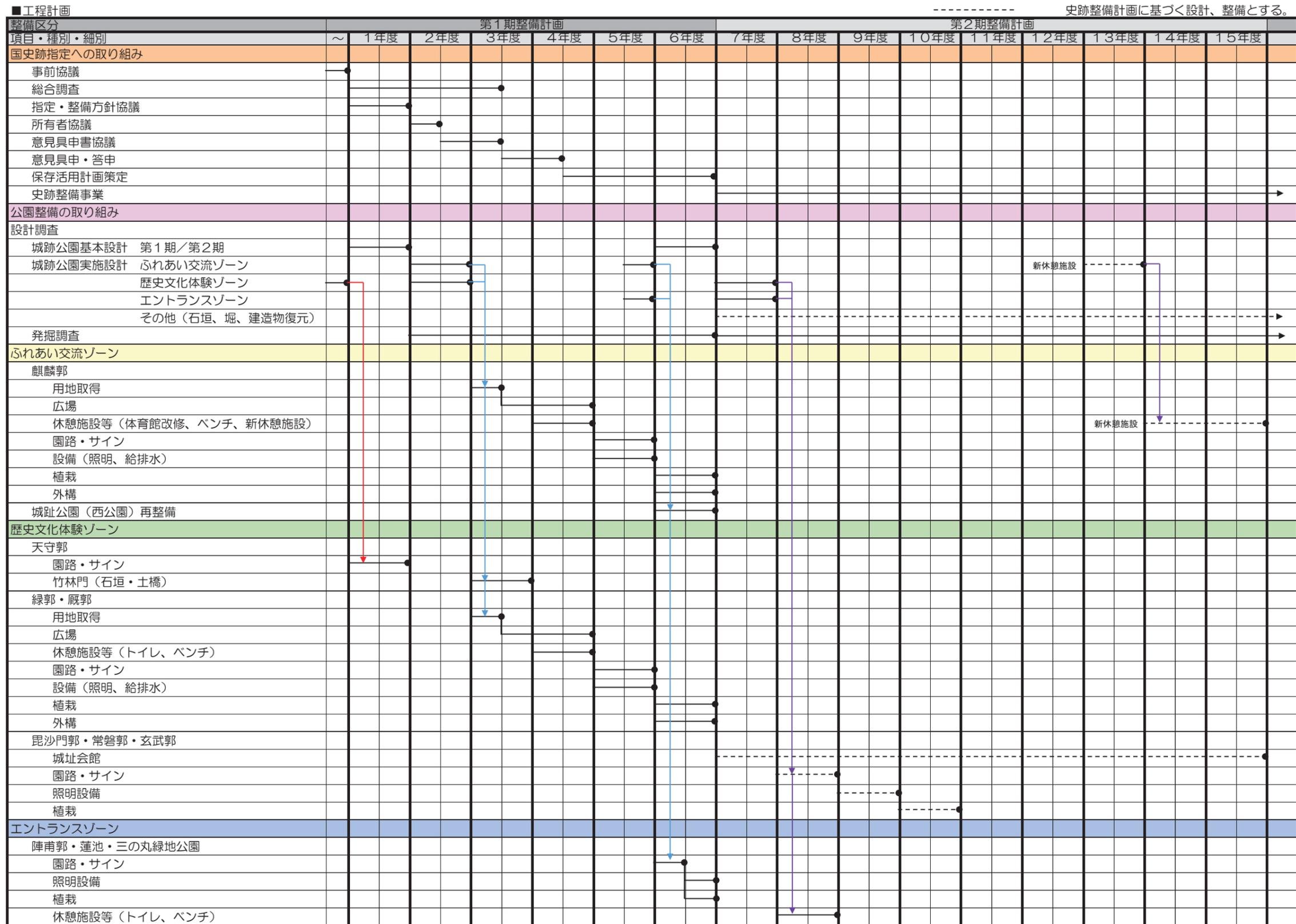
この要綱は、平成30年5月1日から施行し、郡山城跡公園基本計画策定事業の終了をもって効力を失う。

別表（第3条関係）

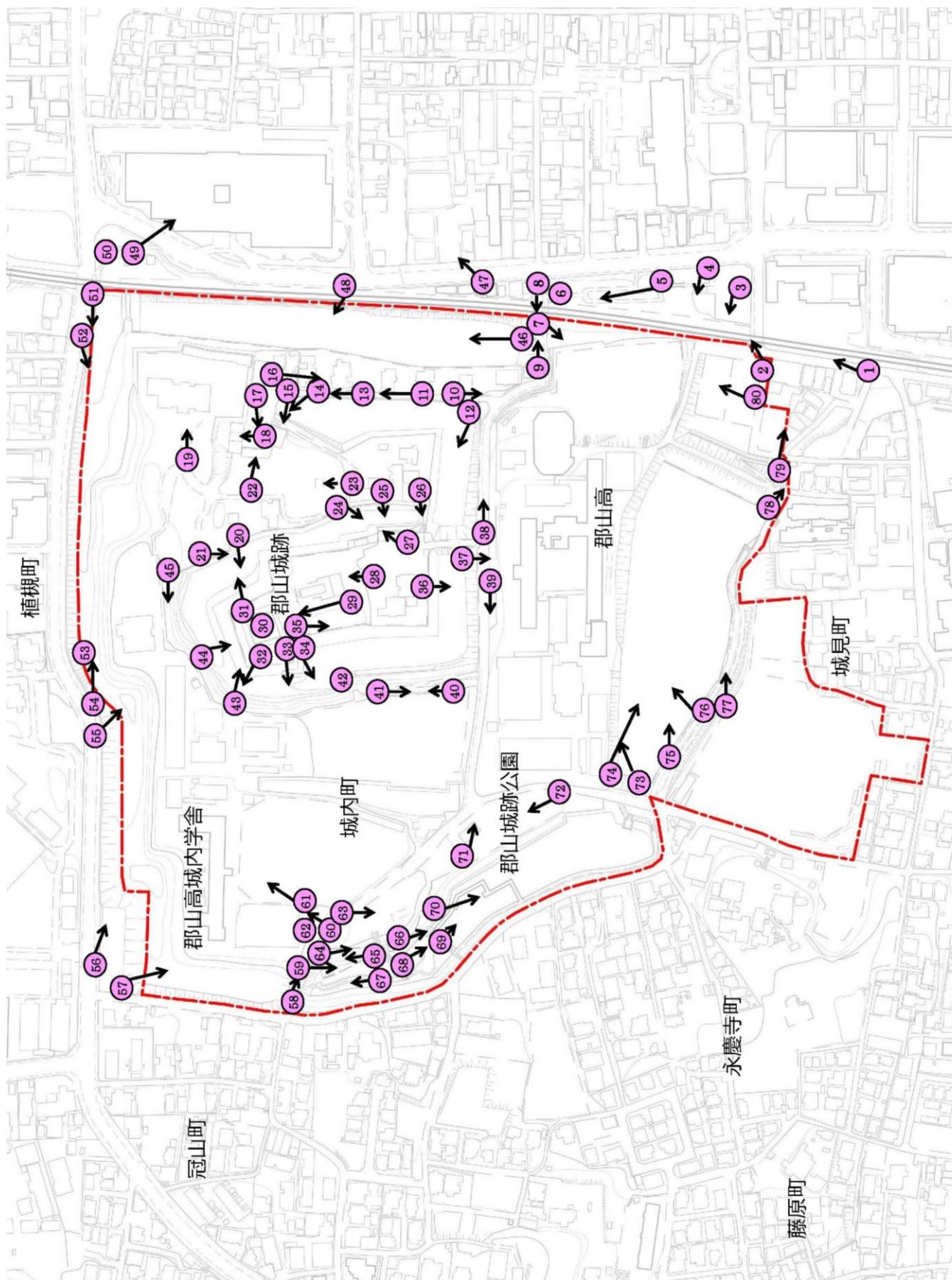
委員を構成する関係課職員

産業振興部長
都市建設部長
教育部長

郡山城跡公園の工程計画案



7.3.現況写真集





9



10



11



12



13



14



15



16



17



18



19



20



21



22



23



24



25



26



27



28



29



30



31



32



33



34



35



36



37



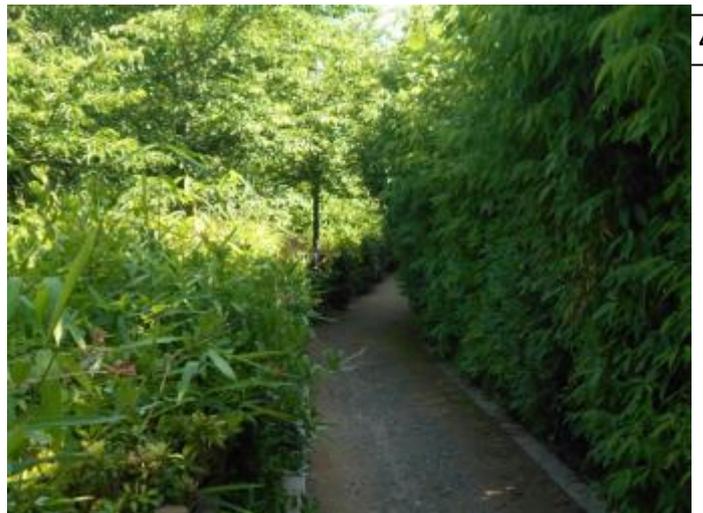
38



39



40



41



42



43



44



45



46



47



48



49



50



51



52



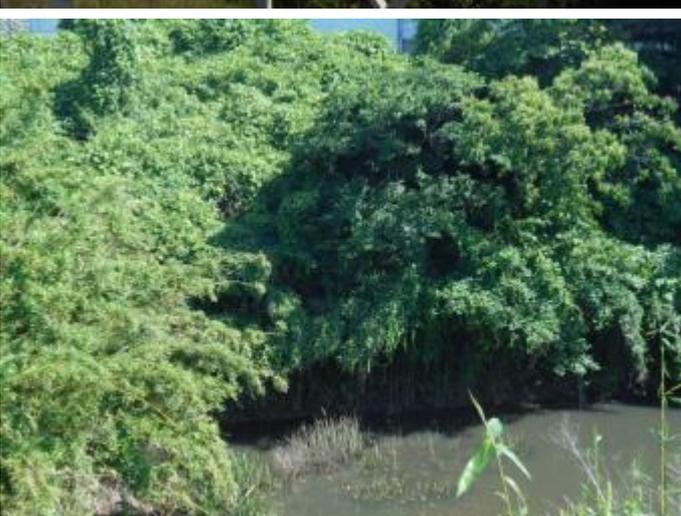
53



54



55



56



57



58



59



60



61



62



63



64



65



66



67



68



69



70



71



72



73



74



75



76



77



78



79



80



7.4 第2次基本計画からの引継資料

(1) 第1次基本計画の概要

■ゾーニング

1) 城跡ゾーン

史跡の保全整備を前提として、建造物等については復原型整備を施します。



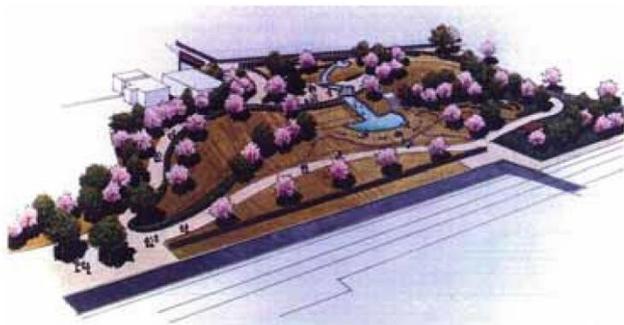
城跡ゾーン整備イメージ

2) 親水ゾーン

堀の整備と水質の浄化管理を図り、噴水施設の設置、水辺に近づける場の整備など水辺空間の創出、四季の花を演出する花の森の整備を図ります。

3) エントランスゾーン

地区の日常利用とともに駅からの入口部としてふさわしい整備を図ります。城のイメージを壊さない演出が必要であり、入口広場として整備します。



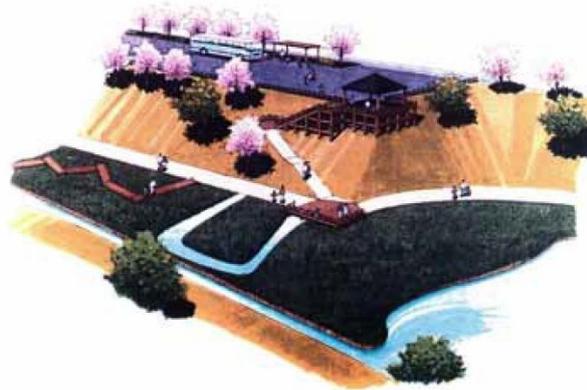
エントランスゾーン整備イメージ

4) 歴史的風土の保全ゾーン

近鉄橿原線沿いにおいては、そのPR効果も考慮して歴史的建造物、石垣の復原など城としてのモニュメンタルな演出を図ります。

5) 左京堀整備ゾーン

堀においては湿地の特性を生かした、湿性花苑とし明るいイメージの整備を図り、現況が樹林であるところについては、その緑を担保しつつ整備を進めます。



左京堀小入口広場整備イメージ

6) 主要動線及び遊歩道の整備

区域内の主要路線となる市道については通過交通への対策と道路のコミュニティ化を図り、また、ゾーンを結ぶ遊歩道の整備を進めます。



主要動線・遊歩道整備イメージ

7) レクリエーションゾーン

史跡の保全、復原整備エリアを補完しつつ、歴史的環境保全の緩衝帯エリアとして整備を進めます。市民の広場、軽スポーツ広場の創出を図ります。

8) 休憩・休養ゾーン

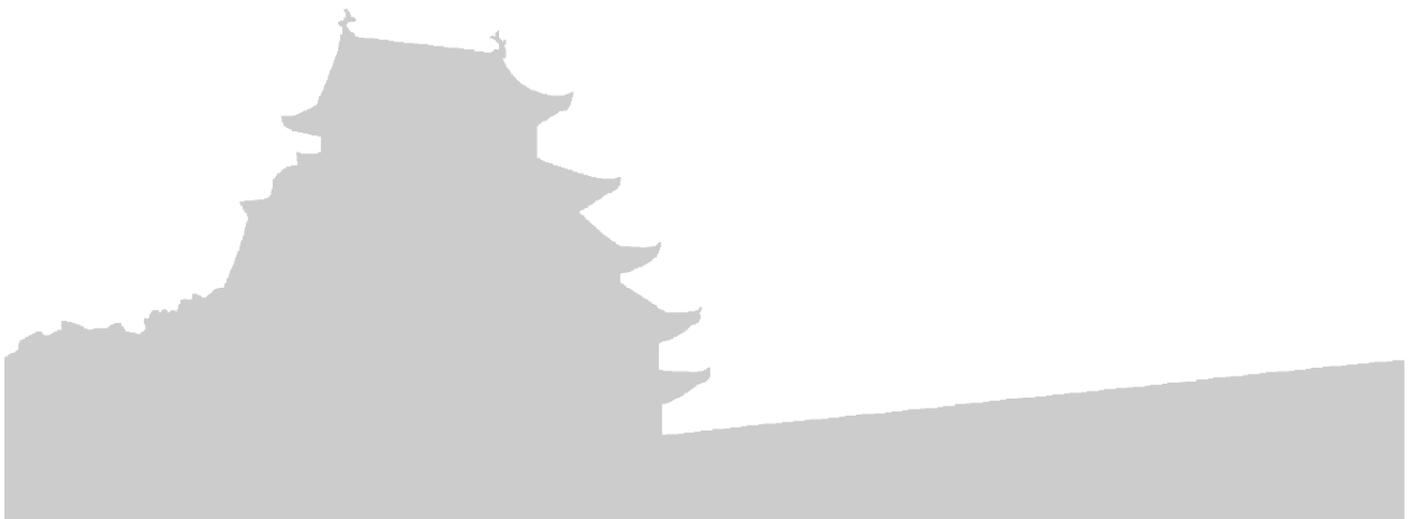
グラウンドとして市民開放するとともに、地区との日常的な関わりを重視して、児童遊園としての機能を創出します。



レクリエーションゾーン整備イメージ



休憩・休養ゾーン整備イメージ



(2) 第2次基本計画の概要

・計画の理念

城跡公園の現状、既存資料の整理、問題点・課題の把握、また、市民意識調査の結果や、3回のワークショップを通じて、積極的に建設的な多くの市民・団体の意見をいただきました。

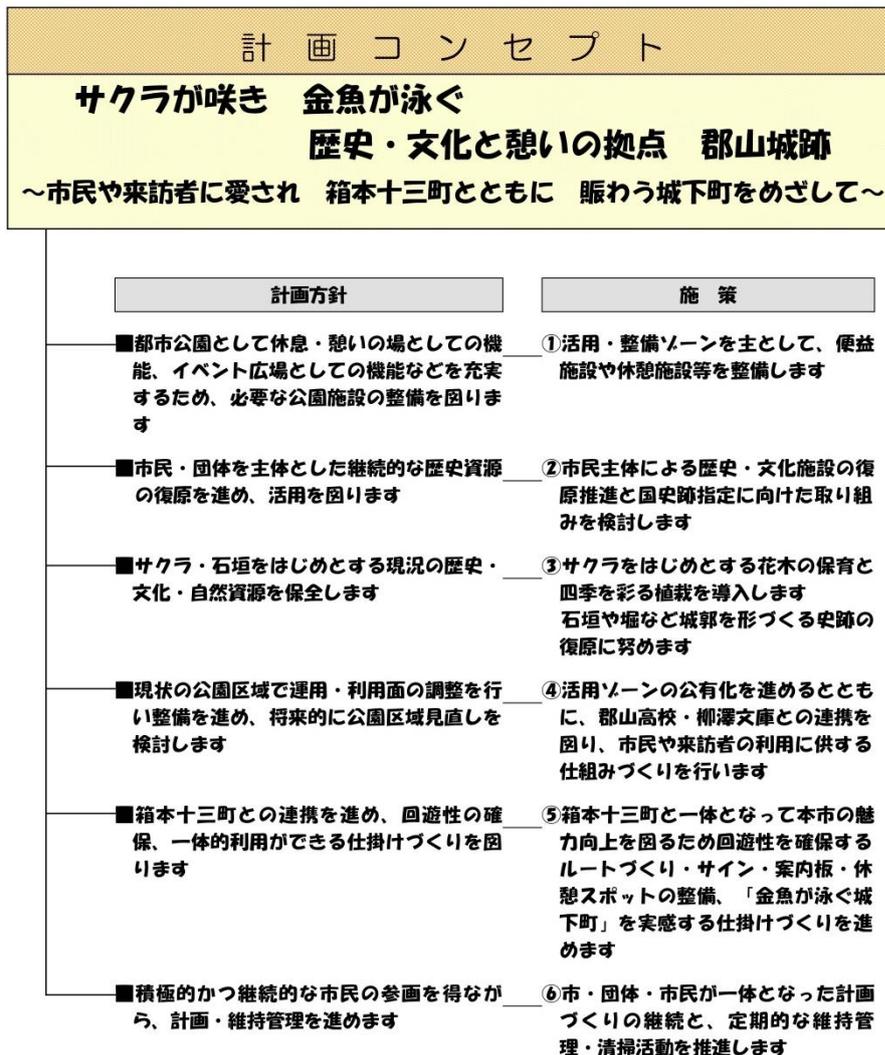
郡山城跡公園は、毎年多くの祭りやイベントの会場になり多くの市民で賑わっています。市民・団体の寄付や努力により、追手門をはじめとする歴史的な建築物の復原も行われ、さらに白沢門・極楽橋を復原しようと活動を続けられていることも分かりました。

城跡には多くのサクラが植栽されており、日本の桜百選に選ばれています。しかし、1/4程度のサクラが老衰化し、このまま放置すると枯れてしまう可能性が高くなっています。このような状況を憂いて、城跡の桜を守り・育てようと、市民団体が中心となって郡山城跡「桜」保存会が発足し、城跡の桜の保育管理や清掃活動を自発的に行っています。

一方、旧城下町である箱本十三町に目を向けると、商店街の活性化に取り組んでいる店主の活動や本市に観光に来られる人のために観光ボランティアガイドが観光案内所でボランティア活動を行っています。

さらに、平成23年3月には、蘭町線が全線開通し、街なみ環境整備事業による蘭町線沿道の建物が歴史・文化を感じさせる意匠に統一されつつあり、続いて紺屋町通りでは紺屋川を中心とする道路の修景整備、街なみ環境整備が進められるとともに、一市一まちづくりのサイン（案内板）計画、バリアフリー基本構想、都市計画道路城廻り線整備事業などを進めています。

このような多くの事業や活動を通じて、大和郡山市は「元気城下町」をキャッチフレーズに市民が生き生きと安全・安心・快適に暮らせるまちづくりを進めています。その一環として、市民の誇りであり、愛され、利用される郡山城跡公園をめざして、次のように計画コンセプトを設定しました。



(2) その他上位・関連計画

・都市計画マスタープラン

■まちづくりの課題

- 1) 豊かな自然・歴史資源の保全と活用
- 2) 地域再生の取り組み
- 3) 地域を支える交通ネットワークの充実
- 4) だれもが安心、快適に暮らせる社会の実現
- 5) 地域特性に応じた計画的な土地利用の誘導
- 6) 都市づくりへの市民参加と民間活力の導入

■都市づくりの目標

『悠久の歴史が育む

にぎわい・快適・まごころ 創造都市 大和郡山』

○自然・歴史等の地域資源の保全と活用

自然・歴史等に触れ、親しみ、学べるような環境づくりをめざします。また、県内各地の観光地とのネットワーク化を図り、その拠点となることをめざします。

○快適で、安全・安心な住環境の向上

だれもが安全・安心、かつ快適な生活が送れるような、身近な居住環境の向上をめざします。

○にぎわい、活力ある地域活性化の推進

本市の立地条件を活かした産業の活性化や、魅力ある市街地の形成など、にぎわい、活力ある都市づくりをめざします。

○協働の都市づくりの推進

豊かな暮らし、まちの活力の維持・向上に向けて、まちの主役である市民との協働による都市づくりをめざします。

■将来人口フレーム

(目標年度 平成 32 年 人口 85,000 人を下回る推計結果)

- ・平成 22 年度以降も 90,000 人台を維持することを目標とします。

■都市づくりの方針

【土地利用の基本的な考え方】

『ゆとりと歴史性を持った土地利用』をめざし、

適切な土地利用を計画的に推進します』

- ・優先的かつ計画的に市街化を図る市街化区域においては、センターゾーン、住宅ゾーン、商業サービスゾーン等を適正に配置します。
- ・既存の工場が立地している南西部及び県道木津横田線沿道や、今後さらに交通便利性のポテンシャルの高まる郡山インターチェンジ周辺に大和郡山らしい景観に配慮した工業ゾーンや重点産業誘致ゾーンを計画的に配置します。
- ・市街化を抑制する市街化調整区域においては、農業・集落ゾーン、公園・緑地ゾーン等を中心に自然環境の保全に努めます。
- ・産業誘致ゾーン、沿道複合ゾーン等においては、周辺環境に留意しながら適正な開発を誘導します。

○道路・交通施設の方針

『地域経済の発展と住む人・自然にやさしい交通体系』をめざし、幹線道路の整備や地域内活動を支える道路の整備を推進します。

○公園・緑地整備の方針

『歴史・自然を活かした安らげる公園・緑地』をめざし、「大和郡山市の緑の基本計画」に沿って、公園緑地等の体系的な整備を図ります。

○河川・下水道整備の方針

『安全で身近に感じられる水辺空間』をめざし、国や県並びに流域市町村と連携・調整しながら、限られた財源を有効かつ効率的に活用し、整備を推進します。

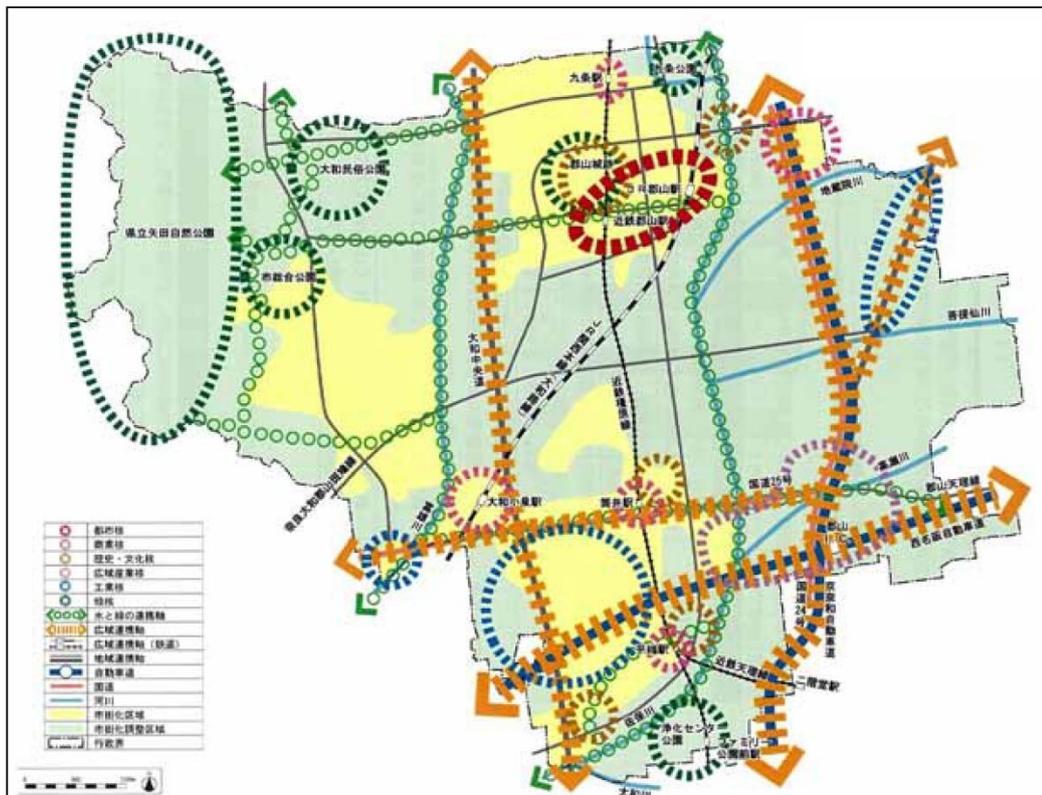
○景観形成の方針

『大和郡山らしい歴史・文化・自然景観を守り、育て、活かす』をめざし、「大和郡山市景観形成ガイドライン」と整合を図りながら、良好な景観形成をすすめます。

■将来都市構造

【歴史・文化核】

- ・本市を代表する郡山城跡や額安寺や推古神社などの史跡が集まった歴史的まちなみを中心に、本市の歴史・文化を象徴する場所として、“歴史・文化核”を形成します。



■公園・緑地整備の方針

- ・公園・緑地は地域住民の生活を支える重要な社会資本であるとともに、個性豊かな地域づくり、地域の活性化、防災性の向上、良好な景観づくりなど、都市の環境を保全する重要な役割を担っています。
- ・また、人口ひとりあたり都市計画公園の整備量が、大和都市計画区域平均を下回るなど、本市においてはより一層の公園・緑地の充実が求められます。
- ・そのため、本市においては、「歴史・自然を活かした安らげる公園・緑地」をめざして体系的な整備を図ります。

【公園・緑地整備の目標】

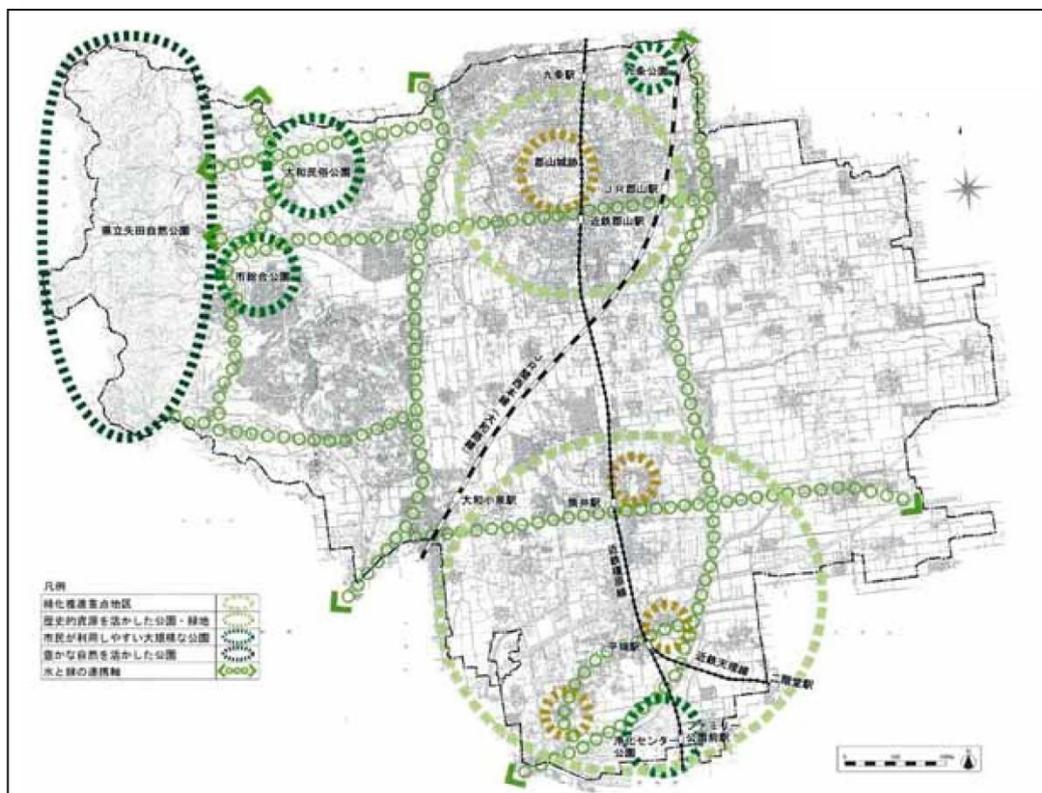
『歴史・自然を活かした安らげる公園・緑地』

○歴史的資源を活かした公園・緑地整備をすすめます

○市民が安全に利用しやすい公園・緑地の整備をすすめます

○豊かな自然環境を活かした緑のネットワークづくりをめざします

- ・郡山城跡周辺地区を緑化推進重点地区と位置づけ、城跡公園や外堀緑地といったまとまった緑に加え、数多くの社寺の緑の保全や生産緑地を活用した公園整備を図ることで、緑豊かな市街地の形成を図ります。
- ・郡山城跡を歴史的資源としてその価値を高めるために、国史跡指定をめざします。この指定に伴い各種整備をすすめることにより、本市だけでなく、奈良県全域にまで及ぶ文化、観光ネットワークの一翼を担うひとつの拠点の形成をめざします。
- ・既計画決定の城跡公園と筒井順慶歴史公園のほか、歴史的風土を特徴づける額安寺寺院跡の池及びその周辺緑地を歴史公園に位置づけ、これを中心に見学者へのサービスや人々の憩いの場を提供できる公園を整備します。



■景観形成の方針

『大和郡山らしい歴史・文化・自然景観を守り、育て、活かす』

- これまで培われてきた景観を守ります
- 大和郡山らしい景観を創ります
- 景観の価値を高め、景観を育てます
- 地区の特性に合わせて望ましい景観を誘導します

- ・郡山城跡、紺屋町等の町家建築、松尾寺や源九郎稲荷神社等、随所に歴史的・文化的な建築物や道路等の構造物があります。これらを、保存・修復あるいは利活用していくことによって、景観資源としての現在の姿を残します。



■地域別構想（北地区）

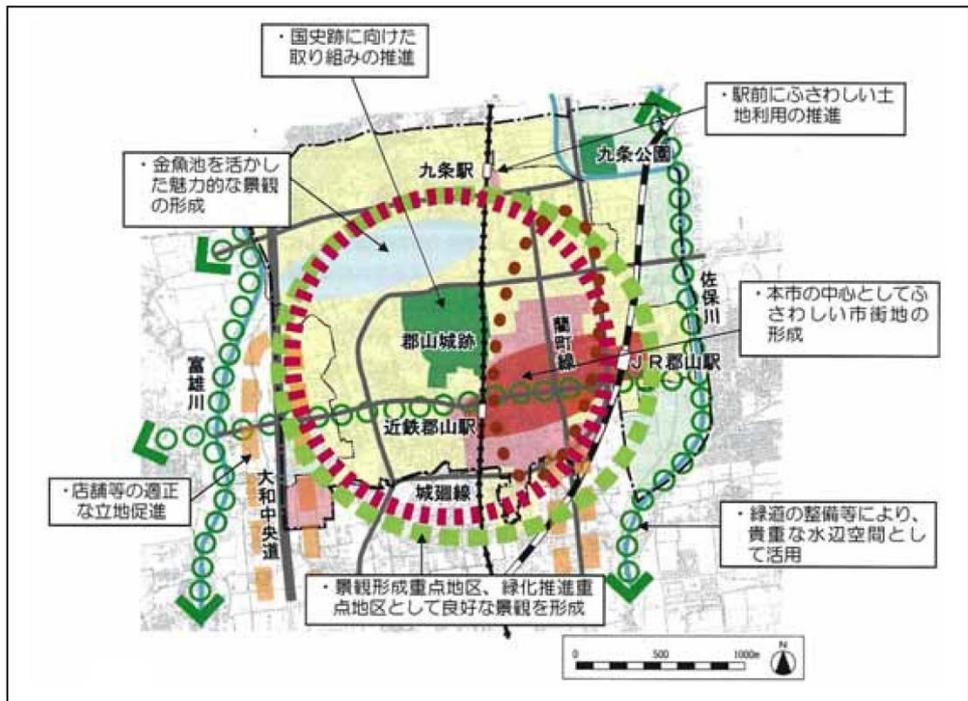
【まちづくりの将来像】

『大和郡山市の中心にふさわしい風格あるまちづくり』

- ・近鉄郡山駅、JR郡山駅周辺に商業・業務機能が集積しているとともに、郡山城跡や城下町などの歴史的資源も多く分布している地区であり、本市の中心としてふさわしい、商業・業務・集客等の機能集積の中に歴史的な風格をもったまちをめざします。

【まちづくりの目標・方針】

- 市の中心にふさわしい商業・業務機能の集積と景観形成をめざします
- 歴史的資源を活かした観光都市の形成をめざします
- 誰もが安全に安心して生活できる環境づくりをめざします



■重点地区のまちづくり方針（中心市街地）

【中心市街地のまちづくりの将来像】

『商店街が元気で、多くの住民や観光客でにぎわう、
歴史が活きる快適中心市街地』

○住みよさ、まちのにぎわいの向上

○歴史的資源の保全・再生・活用

・郡山城跡等の豊かな歴史資源を活かし、まちの個性づくり、風情ある環境づくりをすすめます。

（郡山城の活用 例：国指定史跡への取り組み、城内各設備の整備ほか）

（歴史資源にマッチした街なみ景観整備 例：歩いて楽しいみちづくり）

○道路環境の向上

○公共交通の利便性向上

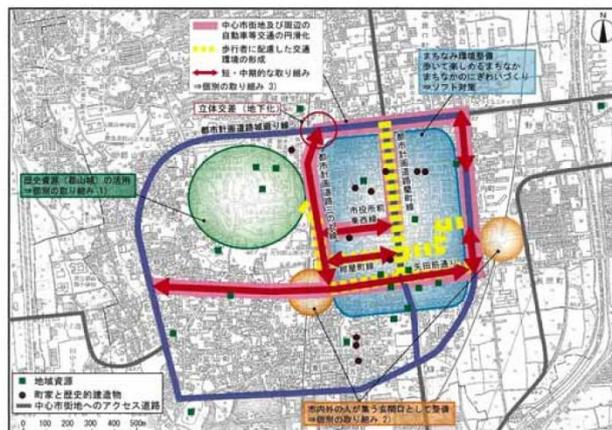
○市民協働のまちづくりの実践

■歴史的資源（郡山城）の活用

・郡山城の逃城である高取城や、詰城である宇陀松山城は国史跡に指定されていますが、本拠である郡山城跡の中心部分は県史跡に指定されるに留まっています。



・郡山城の知名度の向上、文化財としての認知度の向上に向けて、国史跡への指定に向けて取り組みます。



■各種施設等の整備

- ・現在の郡山城は、石垣の崩壊、内堀の汚濁化がみられ、歴史的資源としての整備も進んでいません。訪れる観光客・見学者も少ない状況にあり、歴史的価値の高さを活かしきれていません。
- ・中心市街地付近に位置し、市民に利用していただけるポテンシャルの高さも有しており、さらなる活用が求められます。



- ・観光資源として、市民に利用されるオープンスペースとして、各種施設等の整備を推進します。

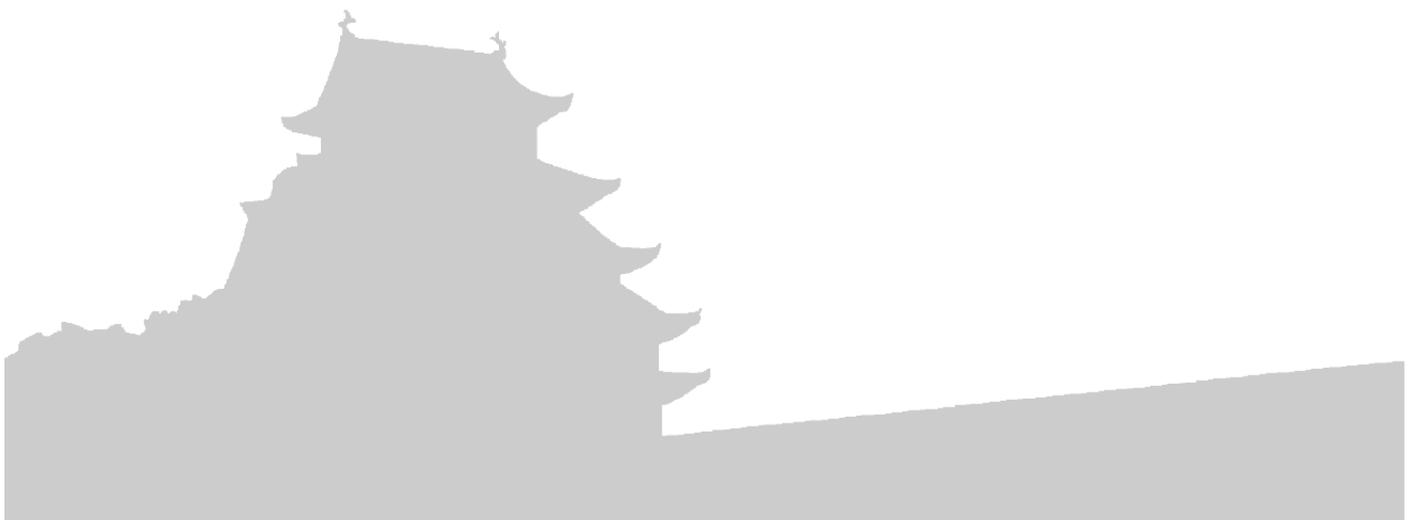
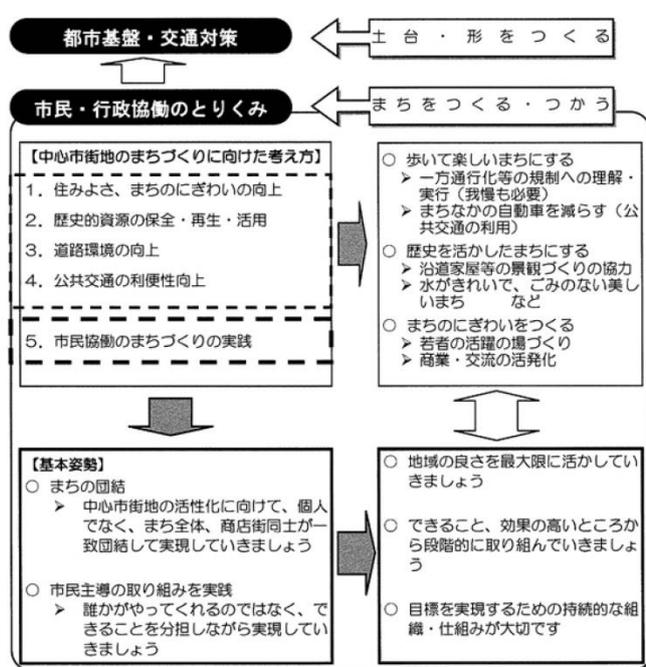
(往時の姿を再現し、歴史的価値を人々に伝えるための「石垣等の修復・整備」)

(魅力を演出する「動線の確保・玄関口等の整備、視点場等の整備」)

(市民が集い、利活用を図るための「オープンスペースの整備」)

(資源の魅力を発信し、様々に利活用するための「催し物会場や名産の販売場の整備」)

■市民・行政協働の取り組み



・緑の基本計画

■策定の基本方針

- ・自然及び歴史環境等の保全
- ・広域的な観光及び市民のレクリエーション
- ・自然災害、都市災害からの防災
- ・風景、まちなみ、ランドマーク等の景観構成

■緑化施策の体系

項目	施策
緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・郡山城跡の保全・活用 ・遺跡・古墳・環濠集落等の保全 ・郡遊回廊の活用 ・社寺林等の保全 ・市民農園等による農地の保全・活用
緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・既成市街地における都市公園の整備 ・中心市街地における計画的な公園緑地の整備 ・都市計画公園の全面開設 ・溜め池・金魚池の活用 ・既存公園のリフレッシュ・緑化推進 ・生産緑化地区等の活用による公園緑地の整備 ・街路樹の整備 ・公共公益施設の緑化推進 ・生垣緑化等の推進 ・緑地協定締結の促進
緑の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化活動団体の組織化・支援 ・緑化推進基金の検討（民有地の緑化支援） ・緑に関するイベント・コンクール・講習会等の実施 ・緑の相談窓口の設置 ・緑化活動、緑のリサイクルの推進 ・市民参加の公園づくり ・学校教育における緑の教育

■環境保全システムの配置方針

【歴史的環境】

- ・市街地内の歴史的環境として、史跡・名勝である慈光院庭園、額田部窯跡、郡山城跡、筒井城跡、大納言塚、割塚古墳、歌ヶ崎廟等の保全を図ります。
- ・外堀の保全・再生を図り、市街地内の環境改善に資するよう緑地として整備します。
- ・額安寺寺院跡を周辺の池や樹林地と一体的に、歴史公園として整備し保全を図ります。
- ・上記以外の歴史的財産である市街地内の文化財（古墳等）についても一体となった樹林地と合わせて保全を図ります。

■レクリエーションシステムの配置方針

【地域の歴史・風土等の活用】

- ・地域の歴史・風土を活かすため、歴史公園の整備を図ります。また、市内に点在する溜め池等については、農業のための用水機能、遊水機能、環境のための親水機能のバランスを見ながら、親水公園としての活用も検討します。

■防災システムの配置方針

【都市公園等の整備】

- ・既指定避難地である学校等及び大和郡山市総合公園、城跡公園の未開設部分の整備を図ります。都市公園や学校等は、避難地や延焼遮断空間としての機能を有するもので、本市地域防災計画にあるようにその周辺の緑化推進を図る等、それぞれ体系的な整備を推進します。

■景観システムの配置方針

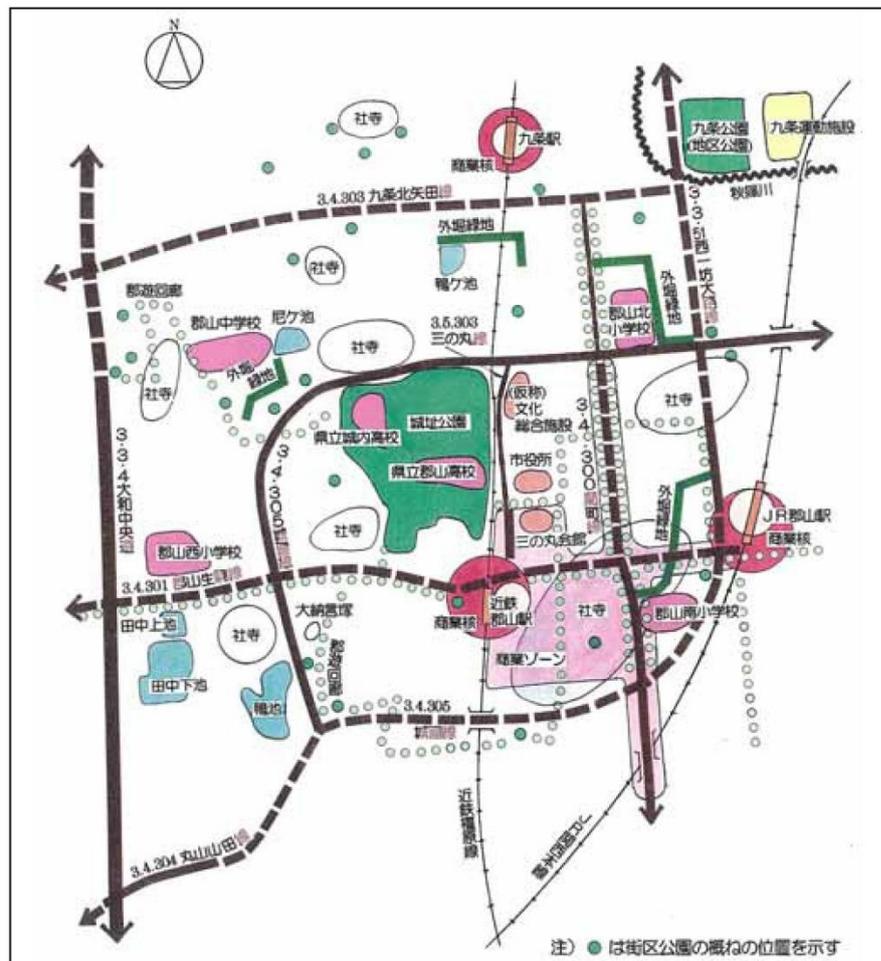
【住区レベル】

- 旧市街地内の歴史的景観として城跡及び城跡廻り、外堀、歴史的建築物等、歴史的にも由緒ある本市特有のまちなみがみられ、これらの保全または再生も合わせて図ります。

■緑化推進重点地区

【整備方針】

- 本地区は城下町特有のまちなみを形成し、城跡公園を中心に数多くの社寺が立地しています。緑の少ない市街地において、これらのまとまった緑地空間は貴重な資源であり、今後もこれらの保全を図っていきます。
- また、その周囲では下水道整備計画と合わせ、外堀として現存している部分及び再生が可能な部分を都市緑地として整備をすすめていくものとしします。
- 地区内には多くの歴史的・文化的資源に加えて新しい施設も整備され、新旧が共存したまちづくりが望めます。これらをネットワークする群遊回廊等の緑道整備により地区内を回遊できるしかけづくりが、今後の課題と考えられます。



・街なみ環境整備事業

■街なみ環境整備の基本的な考え方

「歴史を活かし、にぎわいと住みやすさを再生する」

大和郡山の町中は戦国武将らにより築かれ、江戸期にはお茶や謡などの生活文化が爛熟した城下町です。郡山城跡をはじめ、城下町の遺構や文化、街なみが残され、大正から昭和にかけては、メリヤスなどの紡績業が栄えた地域の中心地でした。

このような歴史や地域特性を活用し、まちの誇りや活力、にぎわいなどを再生する、快適で住みやすいまちをめざして「街なみ環境整備事業」を進めています。

■次世代へ引き継ぐ、まちづくりの基本方向

大和郡山らしいまちづくり

城下町の風情や面影が漂う街なみは、コミュニティの財産です。

ゆとりと潤いのある郡山らしい街なみ景観を再生します。

住民が主体のまちづくり

住民が主役の事業です。地区住民が主体となり、協議会を立ち上げ、まちづくり協定を結び、まちづくりを進めます。

再生と利活用のまちづくり

空き家になった伝統的な町家などを改修し、集会所や資料館、まちづくりセンターなどの生活環境施設として再利用します。

補助金を利用するまちづくり

建物の外観を直す際には、修景基準にもとづき助成が行われます。なお、補助には対象範囲と上限があります。

人にやさしい交流のまちづくり

限りある資源や恵まれた自然を大切にする環境づくりやバリアフリーなどを進め、住民同士だけでなく来訪者が交流するまちづくりを進めます。

■住民によるまちづくり活動

住民の意向にもとづき、生活環境や商店街環境などを整備する事業です。

住民活動の流れを次に示します。



■整備促進区域の概要

1)この区域は、東西方向は近鉄とJRの鉄道に挟まれた間、南北方向は箱本十三町を中心に旧街道筋沿道を含めた範囲です。総面積は約53.5ha、世帯数は約1,800戸です。

2)この区域では、街なみ環境整備方針を定め、将来にわたり整備事業を進めて行く計画を策定します。これらに基づき、地区の方々がまとまった所からまちづくり協議会を結成していただきます。

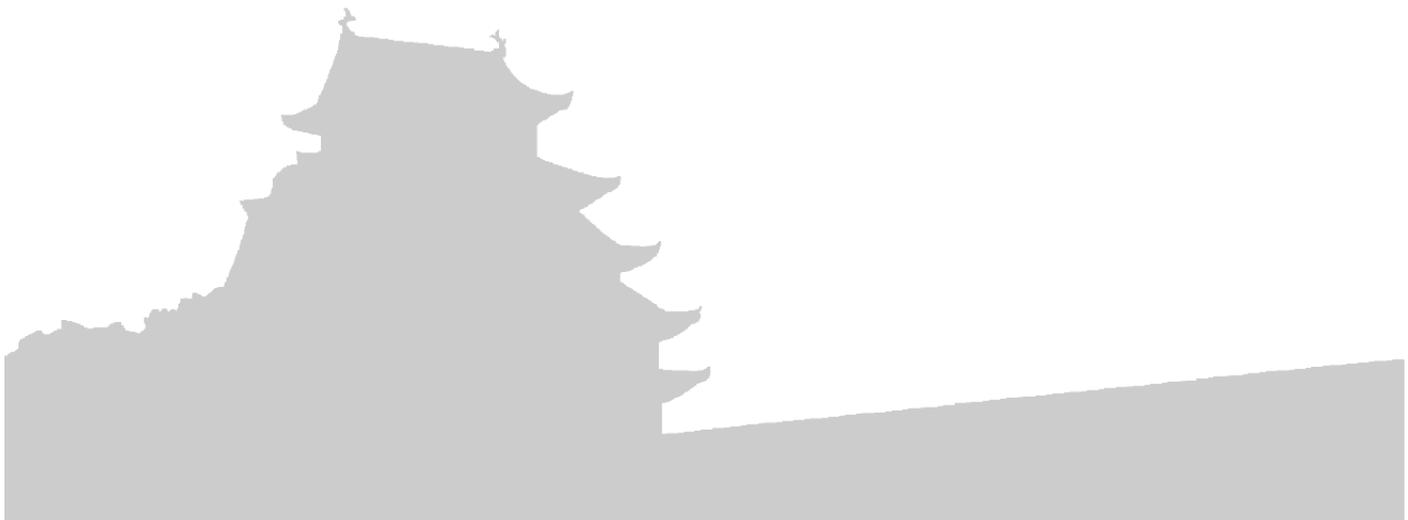
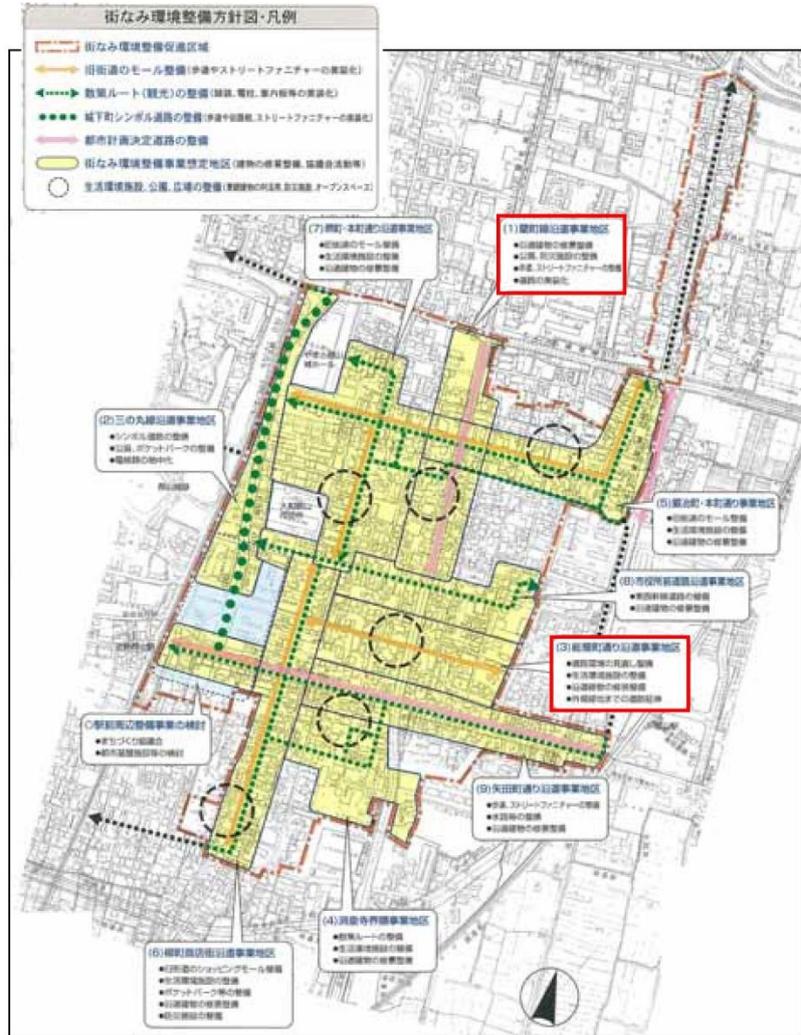
3)国土交通省の大臣承認を受け、道路や公園の整備、集会所などの生活環境施設の整備と沿道建物の修景整備などを進めます。

■整備事業地区の概要

1) 上記の整備促進区域内において、住民によるまちづくり協議会を結成した面積 0.2ha 以上の地区です。

2) 事業地区では、まちづくり協議会が中心になり道路の美装化や街路灯、案内板などの整備、沿道建物の修景整備、空き家を活用した生活環境施設などの整備を行います。

最初の整備事業地区は、都市計画道路の拡幅整備を行う「蘭町線沿道事業地区」および「紺屋町通り沿道事業地区」で、修景整備が進められつつあります。

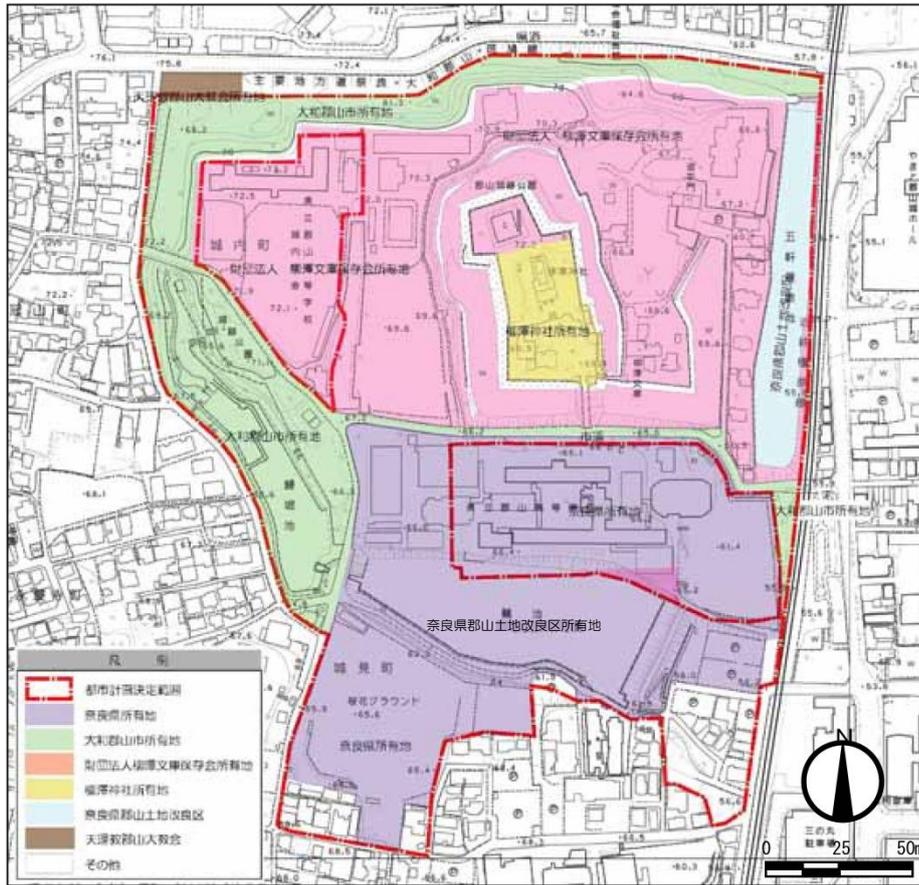


(3) 土地の所有状況

・敷地保有状況の整理

城跡公園区域の敷地保有状況を図 1-40 と表 1-7 に示します。

城郭の中心部である本丸や城内学舎の周辺敷地は、(財)郡山城史跡・柳澤文庫保存会(柳澤保徳氏他所有地含む)が所有(40%)しており、郡山高校、桜花グラウンド、鷺池等は奈良県が所有(32%)、城跡公園(西公園)、鰻堀池、左京堀等は大和郡山市が所有(26%)しています。



公園区域内の敷地所有状況

公園区域内の敷地所有一覧

(単位: m)

所有	面積	割合
大和郡山市	51,704	26%
奈良県	63,009	32%
柳澤神社	4,016	2%
(財)郡山城史跡・柳澤文庫保存会	79,458	40%
(内 大和郡山市借地分)	9,429	5%
天理教郡山大会	1,485	1%
	199,672	100%

※図はおおよそのイメージ

※市道・里道は含まず

※個人所有面積は含まず

※(財)郡山城史跡・柳澤文庫保存会には柳澤保徳氏他所有地を含む

※白抜き部分は、所有者不明地

※各敷地面積の小数点以下は計上せず

※平成 24 (2012) 年 3 月時点。平成 30 (2018) 年度に「郡山城跡公園地籍調査事業」を実施し、土地の境界確定と測量を行いました。

(4) 既存資料から見た城跡公園

(1) 歴史資料の整理

1) 郡山の生い立ち

和銅3年(710)都が藤原京から平城京に移り、延暦3年(784)まで栄えました。市内には羅城門、西市跡が残っています。地名「郡山」の初見は応保2年(1162)です。平安時代・鎌倉時代には、興福寺・東大寺などの寺領荘園となり、地侍が割拠していました。

その後、中世末期の混乱期を経て、織田信長と組んだ筒井順慶が大和を統一し、天正8年(1580)筒井から郡山に移り、明智光秀の指導で城郭の整備にかりました。ところが、本能寺の変から山崎の合戦までの大騒動があり、また順慶の死後、その後を継いだ定次が突然秀吉から伊賀上野へ国替えを命じられました。

のち、天正13年(1585)豊臣秀吉の弟、大和大納言秀長が郡山城に入り、紀伊・和泉・大和の3カ国で百万石を領し、紀州根来寺の大門を城門にしたり、周辺の神社仏閣から石仏、墓石等、あるいは春日奥山から大石を切り出し運んで、城郭の大増築と城下町の建設をしました。

秀吉の死後、石田三成を中心とする西軍が関ヶ原の戦いに破れて後、徳川家の譜代大名である水野、松平、本多などが城主を務め、享保9年(1724)五代将軍徳川綱吉の側用人をつとめた柳澤吉保の子、吉里が甲府より15万石を以て入部しました。二代目信鴻以降常に文治に秀でた藩主に恵まれ、心学、国学、漢学、俳諧、茶道、花道などが栄え、金魚の養殖や赤膚焼も盛んとなり、明治時代の六代保申に至るまで柳澤家が代々藩主をつとめました。



■筒井順慶の大和統一

筒井順慶は天正8年（1580）、織田信長に「大和国中一円存知」と、大和の支配を許され、筒井城から郡山城へと移ります。同年、信長は破城令を出し、大和でも郡山城以外は破却することを命じました。これは、村々にまだ根強く残っていた地侍の武装解除で、大和に争乱の時代が終わったことを示そうとしたものです。順慶の本拠地であった筒井城もこのときに破却されています。

翌9年明智光秀の監督を受け、郡山城を本格的な近代城郭とするため大規模な普請に着手します。具体的にどのような工事が行われたかは不明ですが、廃城となった多聞山城（奈良市多門町、松永久秀の居城）の巨石を運んだり、奈良中の大工を総動員したという記録が残っています。

普請着手からわずか3年後の天正12年（1584）に順慶は志半ばで死去し、その跡を継いだ定次も翌13年に豊臣秀吉の命令で伊賀に国替えとなり、郡山の地を去っています。



図1-28 郡山城概要図（米田弘義氏 画）
（柳澤文庫歴史シリーズ1『郡山城』2010より）

■豊臣秀長の時代（百万石の城）

天正13年（1585）、筒井氏の後、豊臣秀吉の異父弟、大和大納言秀長が入部すると、公称百万石にふさわしい城郭造りが城下町の整備とともに急ピッチで進められました。紀州根来寺の大門を運んで城門とし、大和国内から庭石や礎石、地藏、五輪塔などに至るまで集められ、城造りに使用されました。

この工事により本丸・二ノ丸堀などの石垣が組み上げられ、本丸・毘沙門郭（柳澤文庫のある所）・常盤郭（城趾会館のある所）・麒麟郭・緑郭・玄武郭などができたと考えられています。

■増田長盛の時代（郡山城の完成）

文禄4年（1595）、増田長盛が郡山に入部すると、「太閤検地」の名で有名な惣国検地を進める一方、郡山城の外堀（惣構）の普請に取りかかります。この普請は大規模なもので、秋篠川の流れを東に付け替え、その跡を堀に利用し、西はもともとあった溜め池などを連ねるなどして総延長50町13間に及ぶ外堀を完成させました。

本丸を中心に内堀が巡らされ、さらに武家屋敷地と内町とよばれる初期城下町（外堀の内側のうち南東部分）を囲い込む形で外堀が巡らされています。

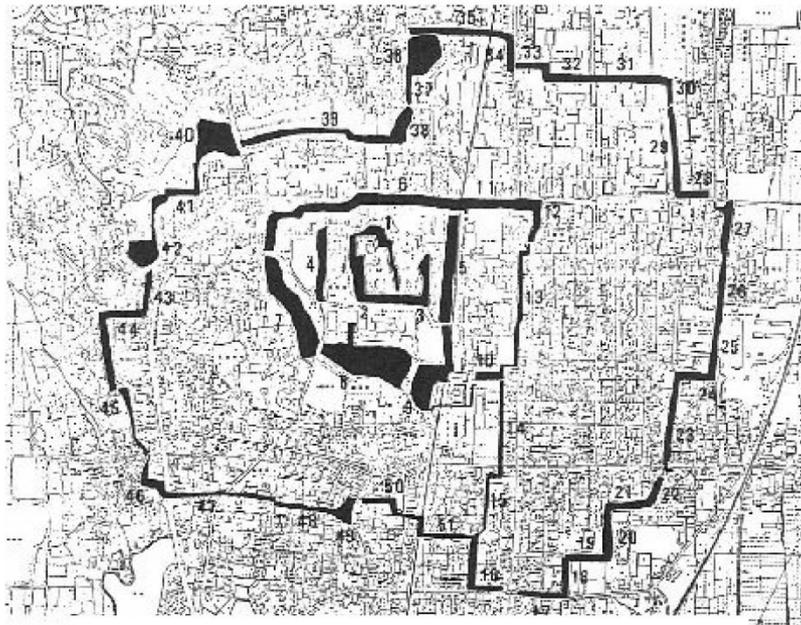
■荒廃した郡山城

慶長5年（1600）に徳川家康率いる東軍と、石田三成率いる西軍が天下を賭けて争った関ヶ原の戦いが起こると、増田長盛は石田三成の西軍に与したため、東軍勝利の後、改易され、城を徳川方に明け渡して退去しました。郡山城はいったん廃城とされ、その材木などは西軍の攻撃で炎上落城した伏見城再建に使われています。

■水野勝成の時代（復興）

その後、郡山の地は大阪夏の陣の軍功により三河国荻屋城主水野日向守勝成に与えられました。入部当初、場内は荒廃が著しく、勝成もしばらくは城下の洞泉寺に仮住まいし、後にも三の丸に仮屋敷を構えるほどでした。多くの家臣も城下に小屋掛けして雨露をしのいだということです。

郡山城の石垣や堀の修復は幕府直轄事業として行われ、本丸御殿をはじめとして二ノ丸の一部や三ノ丸、家中の屋敷などは水野家の手によって修復普請が進められました。しかし、在城期間わずか5年と短かったため城下町の整備、修復などではできないままで、備後国福山に国替えとなりました。



■松平忠明の時代（大坂城防衛の要衝）

水野氏の後を受けて復興をさらに進めたのが徳川家康の孫松平忠明でした。忠明は大坂夏の陣後、大坂城の復興に取り組んでいましたが、大坂城が幕府直轄となったため、郡山に国替えとなりました。

郡山の地は大坂城防衛の要衝でもあり、急速な整備が必要となっていました。その意味もあって、家康の孫であり譜代の松平家をここに移したと考えられます。忠明は、入部とともに二ノ丸屋形（現在の郡山高校のある所）の造営に取りかかり、これを藩主の居所に決めました。それとともに、鉄門（くろがねもん）、一庵丸門（いちあんまるもん）、桜門、西門などを伏見城から移築し五軒屋敷など周辺の形もここに定まりました。

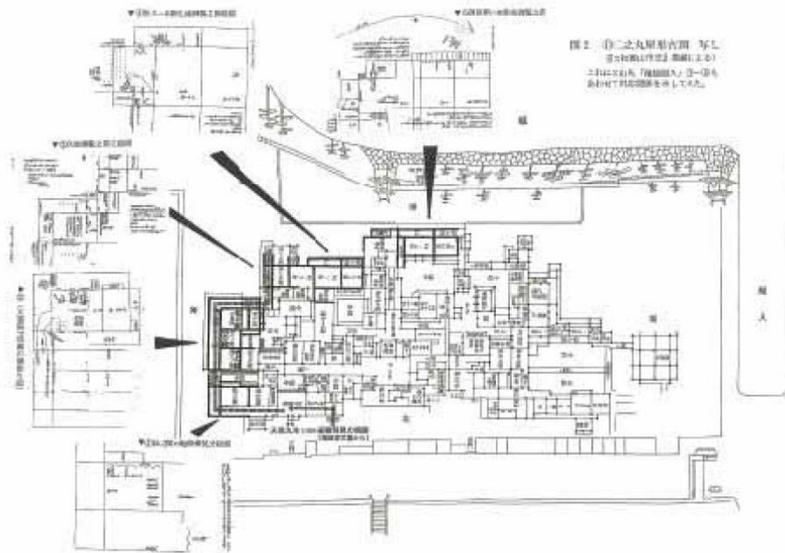


図 1-30 ニノ丸屋形古図 写し
 (『大和郡山城』城郭談話会 2009 より)

■本多氏の時代（繁栄と九六騒動）

松平氏により手を付けられていた本丸、二ノ丸屋形、城門、隅櫓など城郭の主要部分が完成しています。歴代郡山藩のなかで 19 万石と最高の石高であったこともあり、武家屋敷が急速に拡大し、奈良口町、新九条町、高田町、片原町、観音寺町、柳六丁目の町家が新たにつくられました。

本多氏在城の延宝年間、城下の家数は 4,700 軒あまり、人口は 2 万人あまり（藩士は除く）となり、近世郡山城下町の最盛期となっています。

しかし、政勝の死後、政長と政利が跡目相続をめぐるお家騒動（九六騒動）となり、本家を嗣いだ政長は 9 万石を分割相続することになりますが延宝 7 年（1679）、その子忠国・政利ともに国替えとなります。

■松平信之の時代（衰退する郡山）

本多氏に代わって松平信之が 8 万石で入部しますが、石高が本多政勝時代の半分程度ということもあり、大破していた本丸屋形を取払うなどしています。また、藩士の数も少なく、本多氏時代に造られた広島町の武家屋敷数百軒などを取り壊し、田畑に戻しています。

その上、延宝 8 年（1680）、城下に大火が起こり 670 軒余りの町家を消失し、城下町の衰亡は著しいものがありました。

■二度目の本多氏の時代（繁栄を取り戻す郡山）

忠平が 12 万石で入部すると、石高の増加もあり、武家屋敷の建て増しなどもされて城下にも少しずつ活気が戻ってきます。大火の教訓もあり、町中に火の見櫓 4 箇所を設置し、町家に瓦葺き、塗り込め土蔵などを奨励して、防火対策に力を入れました。その後、忠常、忠直、忠村と続きますが、忠烈が嗣いだ際、わずか 7 歳であったため 5 万石の領地のみが認められるという危機的状況に陥ります。享保 8 年（1724）、忠烈が 8 歳で死去し、本多家は断絶します。

■柳澤氏の時代（近世の繁栄）

本多氏断絶の後、柳澤吉里が15万石で入部すると、民政に力を入れ、城下町整備に努めました。武家屋敷も少しずつ建て増され、初期には五軒屋敷をはじめ武家屋敷576軒、足軽屋敷約200軒を数え、町数も40、町家3,600軒強、人口は1万3千人を超えていました。

また、現在社会保険病院のある五左衛門坂に「惣稽古所」と呼ばれる藩校を設け、庶民教育のための寺子屋を奨励するなど文化振興にも努めています。

城下町振興策により、一度は息を吹き返した城下町でしたが、吉里の子信鴻、さらに子の保光の時代を迎える頃には、天災・飢饉があいつぎ、城下町でも飢民による打ち壊しが起こります。入部当初3,656軒を数えた家数も、安永6年（1777）には2,312軒、天明から寛政にかけて、あいついで風水害による全国的な大飢饉が起こる頃になると982軒と激減し、近世後期の飢饉・大災害で、郡山城下も疲弊していくことになります。

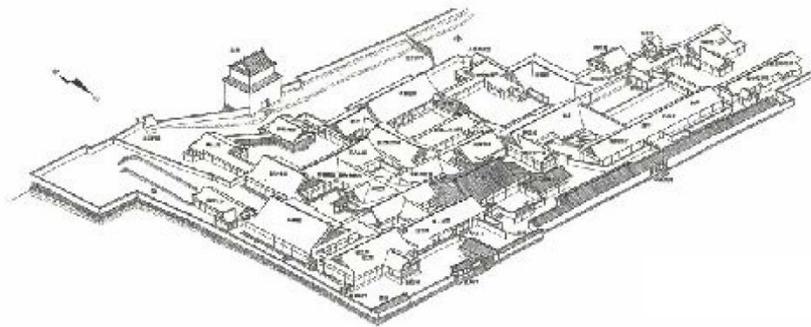


図 1-31 二ノ丸御殿 外観推定復原図
（『大和郡山城』城郭談話会 2009 より）

■明治維新を迎えた郡山

保泰・保興・保申と続き、その治世は、たびかさなる飢饉による村々の疲弊やそれに伴う飢饉による打ち壊し、天誅組事件をはじめとする幕末期の動乱など、平穏な時代ばかりではありませんでしたが、代々の藩主はこれをよく治め明治維新を迎えることになりました。

この間、郡山城は安政5年（1858）12月1日二ノ丸から出火して居住向きの建物はすべて焼失し、さらに五軒屋敷までも延焼するという大火に見舞われます。3年後の文久元年に再建されますが、その費用は莫大で藩財政を圧迫したといわれます。

ようやく再建した郡山城でしたが、明治6年太政官通達により廃城が決まり、櫓・門・屋形などは入札により売却され、運び去られてしまうことになります。

■現代（追手門櫓の復原）

明治14年大阪府立郡山中学校（明治20年奈良県郡山中学校、明治26年奈良県尋常中学校（郡山高校の前身））の校舎が二ノ丸に建設され、郡山園芸学校（城内高校の前身：現在は廃校になり郡山高校の城内校舎）が麒麟郭一体に建設され、城址は大きく姿を変えています。

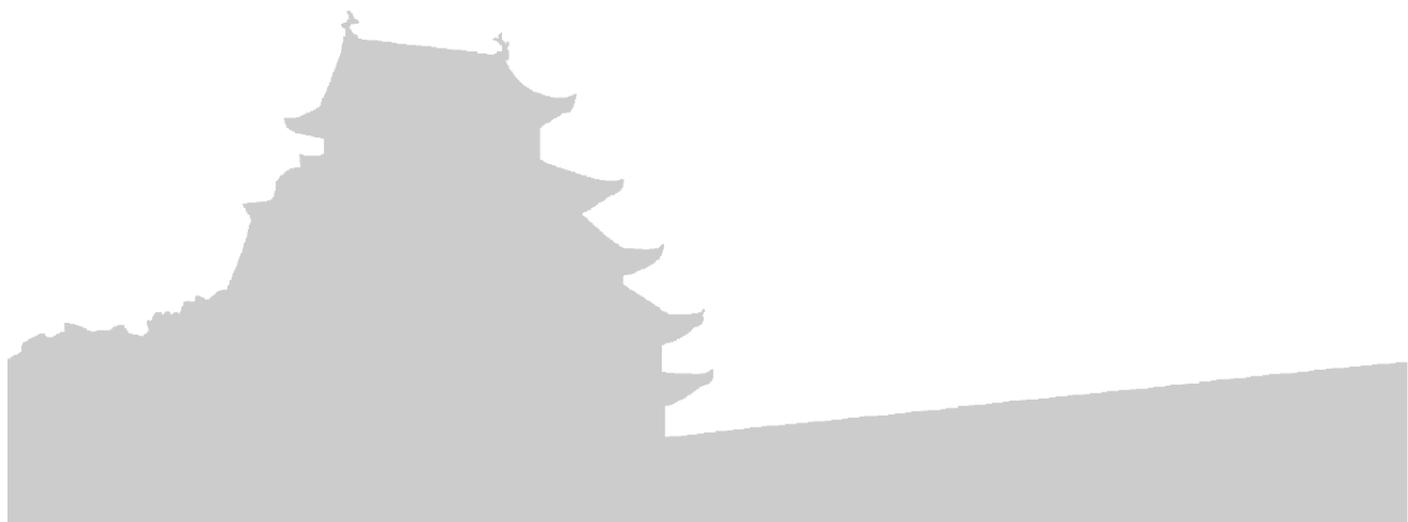
昭和35年本丸・毘沙門郭などが県指定文化財（史跡）となり、昭和58年に追手門が、昭和59年には追手東隅櫓が、昭和62年に追手向櫓が市民の寄付などにより復原され、現在の姿となっています。



復原された追手門と追手向櫓

城主	年号	略歴
筒井 順慶	天正8年 (1580)	戦国時代の終わり頃に活躍した武将で、筒井城の城主。古市氏・越智氏・十市氏などの大和の武将達と争い、織田信長の援軍を得て大和国を統一。信長の命により、筒井城から郡山に移転し、郡山城の基礎を築く。
豊臣 秀長	天正13年 (1585)	豊臣秀吉の異父弟で、秀吉から大和国他百万石を与えられ、播磨国出石から大和郡山に移封。郡山城の大半の部分を突貫工事で完成させる。
豊臣 秀保	天正16年 (1588)	領内で郡山以外では商売を禁止し、箱本制度（自治制度）を敷き、城下町の発展にも寄与する。秀保は秀長の養子。
増田 長盛	文禄4年 (1595)	豊臣秀吉の五奉行のひとり。理財の歳を以て秀吉に重用される。関ヶ原の戦いで西軍に味方するも徳川家康に破れて郡山を開城。
大久保長安	慶長5年 (1600)	廃城となった郡山城の在番を勤める。後に佐渡奉行を務め金銀山の開発に成功し家康の信頼も厚かった。慶長18年病没。後に身分不相応の資材を蓄えた疑惑を受けた。
山口 直友	慶長9年 (1604)	
筒井 定慶	慶長19年 (1614)	筒井順慶の叔父順弘の子。家康は由緒ある筒井の名跡を惜しみ当時大和に隠れ住んでいたのを召し出し、弟藤六郎とともに郡山城番とした。翌元和元年大阪夏の陣に大坂方の郡山来攻に戦わずして敗走、後に福住山中で自害。
水野 勝成	元和元年 (1615)	大阪城落城の論功行賞で、松平忠明を殊勲第一として大阪城を、これに次ぐものとして勝成に郡山城を与えられた。これは廃城同様となっていた郡山城が政治的・軍事的にいかに重要視されたかがわかる。
松平 忠明	元和5年 (1619)	奥平信昌の四男、母は家康の息女亀姫。入部と同時に二ノ丸屋形の造営にかかり、藩主の居所とし、鉄御門、一庵丸御門、桜御門、柳御門、西追手門等の城門を伏見城から移築。近世郡山城の威容が整う。五軒屋敷が整ったのもこの頃。

城主	年号	略歴
本多 政勝	寛永16年 (1639)	祖父忠勝は家康四天王のひとり。分家筋出雲守忠朝の二男。嫡子政長が幼少のため家を嗣ぐ。本多氏の入部により大阪城落城の殊勲御三家が相次いで郡山城主となって、畿内有力親藩としての地位が確立したと云われる。
本多 政長	寛文11年 (1671)	政勝没後、政勝の子政利と政長の間で跡目をめぐりお家騒動（九六騒動）となる。
松平 信之	延宝7年 (1679)	松平十八家のひとつ藤井氏。郡山城主を勤めた後、幕府の老中職に補され下総国古河に転封。延宝8年12月大火があり、町家670軒を焼く。この頃、多くの儒学者が招かれ、文化が盛んになったと云われる。
本多 忠平	貞享2年 (1685)	本多忠朝の弟忠義の子。侍屋敷を広島町に建て増し、火見櫓4箇所を建て、町家の瓦葺きなどを奨励して防火に心を用了。
忠常	元禄8年 (1695)	忠平没後、弟の忠常が遺領を嗣ぐ。
忠直	宝永6年 (1709)	忠直は忠平の子。
忠村	享保2年 (1717)	忠村は孫で、8歳で遺領を嗣ぐも享保7年13歳で没。
忠烈	享保7年 (1722)	その弟忠烈（ただつら）が嗣ぐも14歳で没し、嗣無きにより本多家断絶。
柳澤 吉里	享保9年 (1724)	綱吉の側用人から後に大老格となる柳沢吉保の長子。父吉保とともに綱吉から松平姓を許される。綱吉の没後、甲斐国の幕府直轄領化に伴い国替え。前任時代から善政を敷き「甲府の街区整然として町は賑わい栄えた」という。父吉保譲りの学問好きで画、和歌にも通じ、名君と評される。学問を広めることにも熱心で、藩士のための「惣稽古所」を置き、庶民のためにも「寺子屋」をつくらせた。



城主	年号	略歴
柳澤 信鴻	延享2年 (1745)	父吉里の遺領を嗣ぐ。28年間に及ぶ政治は「恩威ならび行われ、四民その恩沢に浴した」と讃えられる名君であった。博学多聞で文学芸術を愛し、中でも絵画、俳諧を好んだ。儒学、漢詩を学び、演劇、浄瑠璃にも造詣が深い。隠居後、駒込六義園で約20年近く悠々風流三昧の生活を楽しむ。
保光	安永2年 (1773)	父信鴻隠居により家督を嗣ぐ。父祖三代の優れた血脈を受けて、政治の道に通じ、殊に文学芸術を好んで名君と云われた。幅広い教養のなかでも茶道を最も愛好し、道を究めたといわれる。茶器の鑑識には他の追随を許さなかった。領内で廃絶の運命に見舞われていた赤膚焼きも復興した。仏法に深く帰依し、晩年剃髪する。
保泰	文化8年 (1811)	父保光隠居により家督を継ぐ。文武両道の振興に努め、惣稽古所を移転改築して子弟の教育に心を用いた。藩政を改革して節約に努めたが、時には自らの手許金より藩士の学資を補助した。
保興	天保9年 (1838)	文化12年郡山城中で生まれる。天保9年保泰の後を嗣ぐ。天保11年光格天皇の葬事に奉護して泉湧寺に35日間宿衛。嘉永元年幸橋の邸で没。月桂寺に葬る。
保申	嘉永元年 (1848)	保興の三男。兄二人いずれも早世のため3歳で家を嗣ぐ。文久3年天誅組事変により吉野へ出兵、同4年二条城へ参内。慶応4年松平姓を返上し、本姓柳澤に復す。同年戊辰戦争に供奉、藩兵茨城県平潟に進出。明治2年藩籍奉還、郡山藩知事。明治17年伯爵となる。明治26年没。
その後	明治4年7月 明治4年11月 明治9年 明治14年 明治20年 明治22年 明治26年 明治33年 明治36年 明治40年	廃藩置県により郡山県・小泉県誕生 郡山県・小泉県を廃し奈良県誕生 奈良県を廃し、堺県に併合 堺県大阪府に編入 奈良県再設置 町村制実施に伴い郡山町、筒井村、矢田村、本多村他誕生 郡山尋常中学校設立 郡山城跡に柳澤養魚場経営 (財)郡山城史跡・柳澤文庫保存会設立 金魚品評会開催

(5) 箱本十三町の歴史と現況

(1) 箱本十三町の歴史

外堀の内側にある地子(じし)免除の町を内町といい、本町・魚塩町・堺町・柳町・今井町・綿町・藺町・奈良町・雑穀町・茶町・材木町・紺屋町・豆腐町を「内町十三町」といいました。天正13年、豊臣秀長が郡山に入城してから、城下町の建設にとりかかり、商工業保護の政策として同業者を町に集め、営業上の独占権を認め、町まちにそれぞれの特許状を与えて保護育成しました。



図1-23 御朱印箱と箱渡之日記

箱本とは、郡山町中の自治組織のことです。町の特権を示す文書を朱印箱に納め、封印して1ヵ月交代で十三町を持ち廻りします。当たった月の町が「箱本」となり、この朱印箱を町内の会所に置いて、表に長さ2尺の紺地木綿に白字で「箱本」と染めぬいた小旗を、2間余りの竿に付けて立てる習わしでした。

それぞれの町には「年寄・月行事・丁代」の世話役がいて町の自治に当たりましたが、「箱本」になった町では、その町の年寄が1ヵ月間、全責任をもって郡山町中全体の世話をします。重要な問題のときは、跡・先・当箱本の三者で処理するようになっていました。また、箱本には任務が課せられ、治安・消火・伝馬の3つが最大の責務でした。さらにこの3大責務のほか非常に多くの任務がありましたが、各町が平等に町政に参与する仕組みで、世襲のような独裁的な色彩の少ないのも郡山箱本の特色でした。



(2) 箱本十三町の現況

箱本十三町は、先にも示したとおり、天正13年(1585)、豊臣秀長が郡山に入城してから、城下町の建設にとりかかり、商工業保護の政策として同業者を町に集め、営業上の独占権を認め、町まちにそれぞれの特許状を与えて保護育成したことに始まり、外堀の内側にある本町・魚塩町・堺町・柳町・今井町・綿町・藺町・奈良町・雑穀町・茶町・材木町・紺屋町・豆腐町を指します。

1) 道路

蘭町線は、都市計画道路事業として拡幅され平成 23 年 3 月に全線が開通し、中心市街地の南北方向の交通はかなり改善されました。また、中心市街地の外周に位置する県道奈良大和郡山斑鳩線（（都）城廻り線）は、郡山城跡北東の近鉄橿原線踏切が立体化（本線が近鉄線をアンダーパス）される予定で、（都）城廻り線（市道部）についても（JR 郡山駅の北側）道路計画が進んでいるなど、道路環境の改善に向けて整備事業が進んでいます。

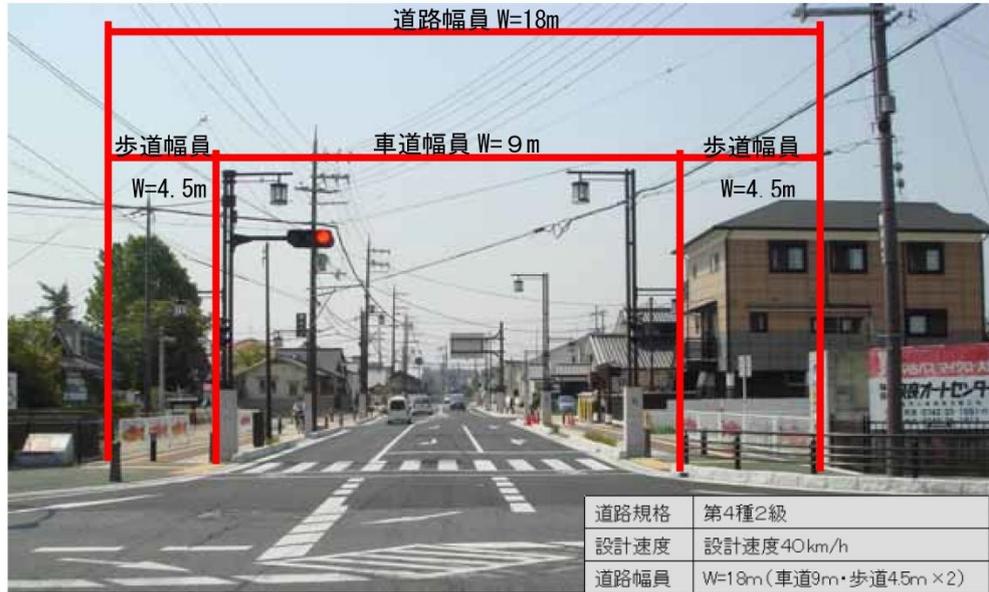


図 1-25 蘭町線の概要



整備前



整備後

しかしながら、矢田筋、柳町通り、紺屋町通り、市役所前通りをはじめとする多くの道路は、幅員が狭いにも関わらず通過交通が多く、車両と歩行者が混在するなど多くの課題を抱えているのが現状です。



1 矢田筋（東行き一方通行）と柳町通り（北行き一方通行）の交差点
[交通量が多く、道路幅員も狭い上に視距も確保できません]



2 紺屋町通りの北側道路
[幅員の狭い道路の中央に紺屋川が流れています]



3 矢田筋（近鉄郡山駅前）
 [東行き一方通行。矢田方面からの交通量が多い。商店街でもあり駅前の通りでもあるため歩行者交通量も多いです]



4 市役所前通り
 [西行き一方通行（一部）。市内南部・東部から三の丸周辺または矢田方面に向かう車両が多いです。歩車分離を図るため路側帯をカラー舗装としています]



5 塩町（堺町の北）
 [柳町通り（北行き一方通行）を抜けてきた車両が通るため比較的交通量が多いです]

2) 歴史・文化資源

歴史の古い箱本十三町には、豊臣秀長の菩提寺で、秀長の位牌や肖像画（市指定文化財）、箱本制度の資料文献が残されている「春岳院」、重要文化財の阿弥陀如来と両脇侍立像（鎌倉中期）で知られる「洞泉寺」、古くは日本三大稲荷のひとつの「源九郎稲荷神社」をはじめとする神社仏閣があり、周辺にも平城京の羅城門跡、秀長の墓所である大納言塚（市指定文化財）など多くの史跡が位置します。



6 豊臣秀長の菩提寺の春岳院



7 重要文化財の阿弥陀如来と両脇侍立像（鎌倉中期）で知られる洞泉寺



8 古くは日本三大稲荷のひとつの源九郎稲荷神社



9 門が特徴的な浄照寺

3) 町屋など

箱本十三町には、多くの町屋が残っています。多くの都市では、近代的なビルが建ち並び、住宅もプレハブ住宅が多くなりました。懐かしい町屋の佇まいを色濃く残している当地は、訪れた人々に穏やかな郷愁を誘います。



元呉服屋の和田徳



元旅籠の花内屋



木造3階建ての旧川本邸



伝統的町屋をよく残す中村邸



明治初めの洋風建築 杉山小児科



元造り酒屋の中村邸

藪町線の整備に伴い「街なみ環境整備事業」によって沿道の住宅等が歴史的な街なみに配慮した建物に建て替えられています。道路整備とあわせて、これほど多くの沿道の一般住宅が景観に配慮したものとして建て替えられた事例はあまり多くありません。

しかしながら、残された多くの町屋は傷みが激しく、徐々に空き地や駐車場、新しい建物に置き換わりつつあるとともに、歴史的な風景にはあまり馴染まない建物が増えつつあるのも実情です。



16 上・右上・右：
蘭町線沿道の街なみ環境整備により建て
替えられた住宅



18 下・右下：
柳町・塚町・洞泉寺町のマンションや更地



4) 駅前・三の丸バスターミナルなど

JR郡山駅は橋上駅で、エレベーター・エスカレーターが設置され、駅前広場も整備されており、交通結節点としての機能やバリアフリーに配慮した駅となっています。しかし、近鉄郡山駅は、駅前広場も未整備で、改札内に踏切があるなど課題があり、三の丸のバスターミナルについても車両動線・歩行者動線・バリアフリーなどの課題があるようです。

近鉄郡山駅から少し離れた三の丸には、バスターミナルの他に、立体駐車場や立体駐輪場が整備され、本市の交通拠点となっています。



近鉄郡山駅前

JR郡山駅前

24

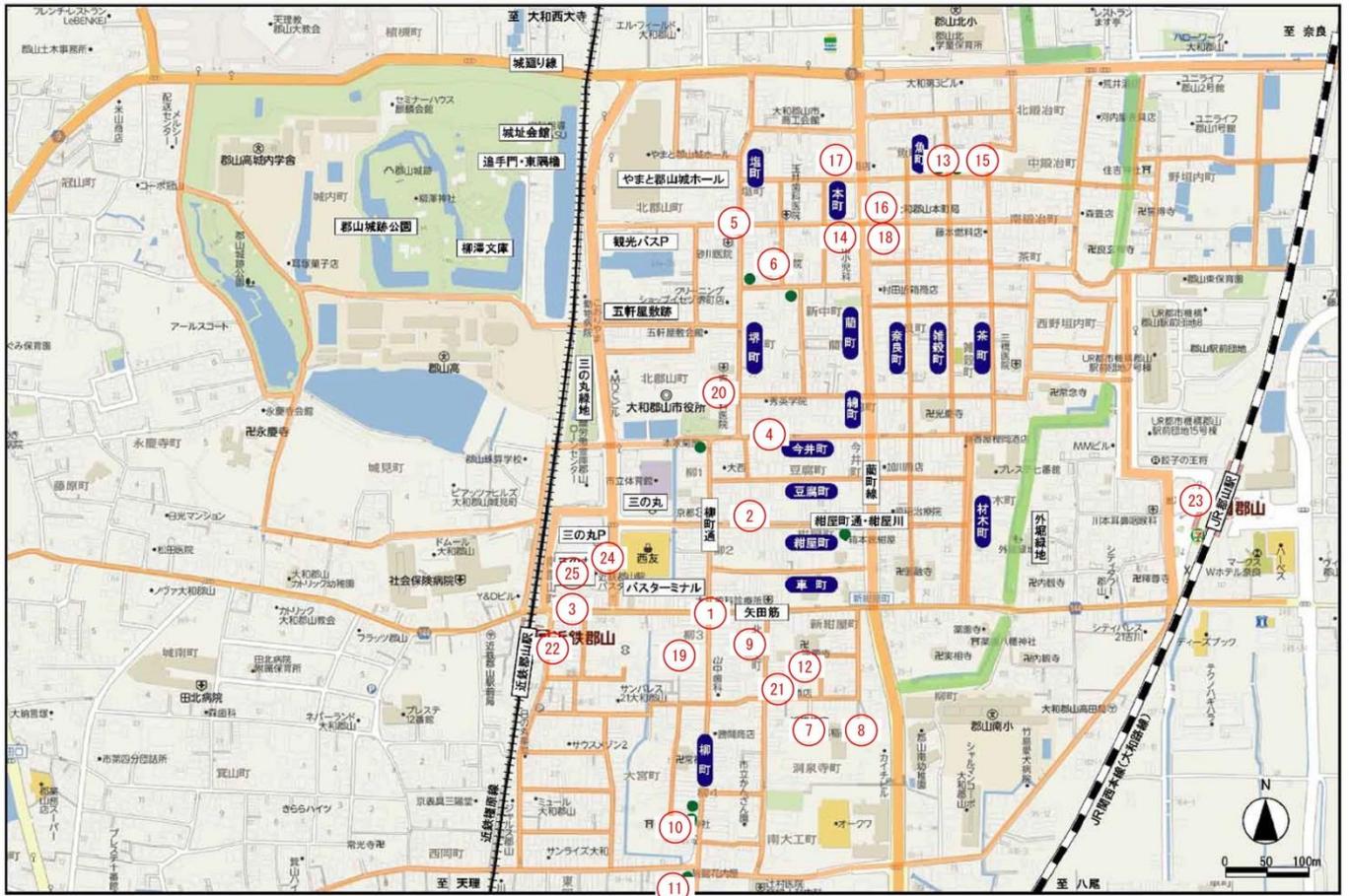


25



三の丸バスターミナル
(手前の建物が立体駐車場)

三の丸立体駐車場



6) 市民意識の把握

(1) 調査概要

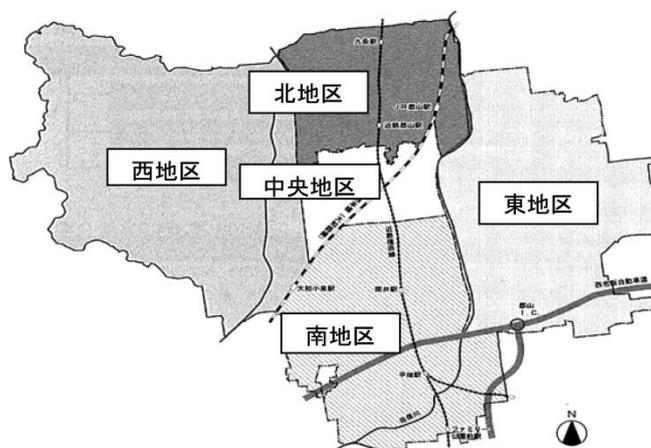
- 調査対象 : 大和郡山市市民（20歳以上 地区別・年代別は無作為抽出）
- 配布回収時期 : 平成23年6月上旬～平成23年6月19日
- 配布票数 : 1,000票（郵送配布・郵送回収）
- 有効票数 : 355票（回収率35.5%）
- 調査内容 : ①回答者の属性（年齢・性別・居住地区）
 ②城跡公園の利用について（利用の有無、頻度、利用した感想）
 ③城跡公園の整備方針について（城跡公園に望む姿、整備方針、事業費の考え方）
 ④計画への市民参画（意向、形態）
 ⑤維持管理への市民参画（意向、募集媒体）
 全13問（+自由意見）

※年齢別性別調査票配布数

- ・年代を20歳代から70歳以上の6区分として、均等になるように配布数を設定
- ・男女比は、本市の人口男女構成比により男：49.4%、女：50.6%と設定

表 年代別性別配布票数

年齢構成	計	男	女
20～29歳	168	83	85
30～39歳	168	83	85
40～49歳	168	83	85
50～59歳	168	83	85
60～69歳	168	83	85
70歳～	160	79	81
計	1000	494	506



・市民意識調査のとりまとめ

■城跡公園の利用

- ・城跡公園の利用は、「年に数回程度」が半分程度で、「ほとんど利用しない」が3割、「よく利用する」は5%程度です
- ・今回の意識調査は、市全域を対象としたもので、城跡公園近隣に居住する市民だけでないことが大きな理由だと思われます
- ・城跡公園利用の目的は、「サクラの花見」「お城祭りや親子まつりなど祭りへの参加」が6割で、「散策」「自然を楽しむ（サクラ以外）」も3割を占めます

■城跡公園利用の感想

- ・「石垣や堀、追手門など歴史を感じさせるもの」や「自然が多くて気持ちがいい」といった評価が高く4割、「公園施設が未整備であること」「池・堀・樹木の管理に対する」批判が4割です

■城跡公園に求める機能

- ・城跡公園には、「歴史・文化のシンボル」「イベント会場」としての機能、さらに「憩いの場」「市街地の緑景観」「生物生息環境」といった公園本来の機能が多く求められ、「防災機能」については若干少ないです

■城跡公園の今後の整備方針

- ・「現況を維持・管理」しながら、「憩いの場として公園施設の整備」を行うべきで、合わせて「歴史資源の復元」「トイレなど利便施設」の整備も行う方が良いと感じています

■事業費の考え方

- ・「整備は市が行い、維持管理はなるべく市民などが参加して分担すべき」が4割、「時間がかかっても市が整備していくべき」3割、「史跡の復元などは、なるべく市民や企業の寄付を募るべき」2割と、市の財政状態があまり芳しくないことは市民も承知で、現実的な判断をしているようです

■計画への市民参画

- ・「機会があれば参画したい」が6割で、「あまり参画したいと思わない」の4割を上回ります
- ・市民参画の形態については、「市民意識調査の結果を活かして欲しい」6割、「ホームページで意見を言える場をつくって欲しい」2割です

■維持管理への市民参画

- ・やはり「機会があれば参画したい」が6割で、参画意欲は高いです
- ・募集媒体としては、広報誌など地域の情報媒体、ホームページなど電子媒体、駅などに貼り出すといった、簡単に目に付きやすいものが選ばれています

・ワークショップ

(1) ワークショップ概要

- 参加者 : 大和郡山市商工会、郡山柳町商店街協同組合、大和郡山市観光協会、郡山城跡「桜」保存会、(社)大和郡山青年会議所、大和郡山市観光ボランティアガイドクラブ、郡山女性ネットワーク、明日のお城と城下町を考える会、(財)郡山城史跡・柳澤文庫保存会、(宗)柳澤神社、城内自治会、五左衛門坂自治会、一般公募参加者 他
計 30人~40人程度

- 開催日時: 第1回ワークショップ 平成23年7月29日(金)19:00~21:00
第2回ワークショップ 平成23年8月19日(金)19:00~21:00
第3回ワークショップ 平成23年9月30日(金)19:00~21:00

■開催場所：やまと郡山城ホール B・C会議室

■テーマ：第1回ワークショップ

「テーマ1：城跡公園に求める役割」

「テーマ2：城跡公園・箱本十三町の良いところ・悪いところ」

第2回ワークショップ

「テーマ1：城跡公園・箱本十三町の何を守り、新しく採り入れるものは何か？」

「テーマ2：城跡公園・箱本十三町を守り・活用するために、私たちはどう取り組んでいけるのか？」

第3回ワークショップ

「テーマ1：城跡公園・箱本十三町の取り組みにおいて誰が何をするのか？」

「テーマ2：3回のワークショップのとりまとめとして、城跡公園の計画に反映すべき内容」

①今ある歴史・文化・自然資源の活用

■復原した追手門・隅櫓・多聞櫓などをもっと有効活用する（歴史資料館として常設展示→入場料を維持管理・新たな復原に活用）、城址会館を活用する（耐震補強が必要、歴史資料館として再生、市民フォーラムなどに利用）、石垣を保全・修復、天守台の保全と道程の整備、鰻堀池の清掃・維持管理、堀を保全し安全に整備するとともに浄化、堀を浄化して金魚を放流

②サクラの保存と維持管理

■日本桜の名所百選として元気なサクラを維持管理・補植、花見・さくら祭り・お城祭りをもっとPR

③イベント開催・積極的なPR

■城跡公園でもっとイベントを開催して郡山城を知ってもらい、郡山のこと（歴史・文化・特産物・まつり等）知ってもらうためにPR、定期的に朝市・楽市楽座・フリーマーケットを開催して城跡公園を身近に感じてもらう

④公園施設の充実

■必要な公園施設を整備する、公衆便所、売店、子どもが遊べる遊具、遊べる場所を整備、大きな駐車場、ジョギング・ウォーキングコース整備、堀・石垣を補修・維持管理、ピオトープ・農業体験・金魚を楽しむことができる施設、城跡公園の敷地を公有化（城内の土地を自由に使えるようにする必要）、天守台からの眺望を楽しめる施設、道路は歩車共存（歩行者優先道路に）

⑤極楽橋の復原

■追手門の復原に続き市・団体・市民が一体となって極楽橋の復原に努める（寄付を募りイベントなどを開催して費用に充てる。外堀緑地でフリーマーケットを出して売り上げを費用として貯めている）、箱本十三町では紺屋町通りを核としてまちづくりを進める

⑥継続的な清掃活動

- ゴミ拾い等ボランティア活動の周知、自主的・主体的に清掃する雰囲気づくりを行い積極的にボランティア活動を行う（広報誌で参加の呼びかけを）、団体が主体となって清掃活動を実施、清掃活動の参加PR、雑木林の維持管理、樹木・花を植え美しく保つ、銘板を付けて利用者にも分かりやすくする

⑦サイン・案内板の設置

- 歴史や文化・資源がよく分かるサイン・案内板を整備、由緒ある史跡を紹介し有効活用する、城下町・城跡公園の案内板が少ないので観光客にも分かりやすいように案内板を整備、休憩所やベンチも同時に整備して気軽に休めるようにする、ボランティアガイドをもっと知ってもらい活用して市の歴史・文化をPR、柳澤文庫の活用・PR（市の歴史・文化を学ぶ）

⑧市・団体・市民の協働

- 商工会・工業団地・農業団体などに資金面・マンパワー面で協力を要請、官民一体の風土づくり（ワークショップの継続）、募金活動を行って城跡の復原や他の資金として活用する

[行政]	[団体]	[市民]
<p>条例・計画づくり</p> <p>■古い建物等を保存するなどまちづくりの条例づくり、建て替え・リフォームの助成、城跡公園の土地の公有化、箱本十三町を活かすためのまちづくり計画</p>	<p>継続的な清掃活動・城跡公園のサクラの維持管理</p> <p>■まずあるものを保全・管理することが重要、町を綺麗にする取り組みとして定期的に清掃活動を実施、清掃は市・自治会・ボランティア・団体が一体となり行い持ち回りで負担を少なくする、城跡公園・堀の清掃活動を定期的実施、サクラの維持管理を定期的実施・補植、市民から資金を募りサクラの管理・補植、石垣の清掃は業者に（ロッククライミングが趣味な人の協力を得る）、ゲーム感覚で楽しみながら清掃する仕掛けづくり（商店街や企業と協賛）、城跡公園に花を植え堀を綺麗にする、城跡公園を区別して自治会・団体が維持管理、郡山高校の高校生を巻き込む、専門家の意見を聞きサクラを保存・維持管理、シルバー人材を利用してサクラの維持管理、堀の水を浄化して金魚を飼う</p>	
<p>他市との連携</p> <p>■城下町サミットなど城跡・城下町の残っている他市と連携、それぞれの城跡巡りを企画、全国に向けて情報発信、城下町青年会議所大会を開催して連携、全国展開による情報発信・資金集め</p>	<p>金魚が泳ぐ城下町</p> <p>■金魚が楽しめる場所づくり、町中に金魚が見られるスポットづくり、町のあちこち（軒先など）に金魚鉢を置いて「金魚が泳ぐ城下町」を実行、市のゆるキャラを募集・PR、あいさつ運動、立ち退きに協力、募金活動を行って城跡の復元資金に、官民一体の風土づくり（ワークショップの継続）</p>	
<p>サイン・案内板整備</p> <p>■箱本十三町の案内板を各町に整備、道路に観光コース別の色分け案内板を設置、近鉄・JR郡山駅周辺に市の分かりやすい地図を設置、天守台からの展望環境を整える、歴史資料館の整備、石垣の補修、憩いのベンチ、ウォーキング・ジョギングコース整備、城址会館の有効活用、駐車場、トイレ</p>	<p>ボランティアガイド</p> <p>■ボランティアガイドの充実、意見を聞きながら案内板の設置</p>	
<p>観光案内・販売施設・資料館の導入+楽市楽座・イベント・商店街活性化</p> <p>■観光に力を入れて取り組む、歴史・文化・特産品の販売などを行う施設が必要</p> <p>■販売施設の中で特産物の商品化・加工・販売、朝市・フリーマーケットを定期的開催し野菜・金魚・特産物を販売する、自宅軒先などに風鈴・灯火・金魚ねぶたなど市民レベルで出来るものでイベントを演出、箱本十三町の歴史・文化に合うもので演出、JAや金魚組合の協力が必要、道の駅など販売施設の新設、柳町・矢田筋商店街の活性化、町歩きが楽しく買い物を楽しめるまちづくり、閉まっている店舗を有効活用（簡単な休憩場所を設けたり露店として利用）、商工会・工業団地・農業団体へ資金面・マンパワー面で協力要請、古い町屋を保全・民泊に活用、喫茶スペース・食事処・土産物屋</p>		
<p>極楽橋の復原</p> <p>■市民運動を活発化させ資金集めを行う、文化財（国史跡指定）含め検討、追手門と同様の活動を行って市民・団体・市が一体となり復原を実現、資金集めの一環としてフリーマーケットを開催、市に極楽橋復原の依頼</p>		

郡山城跡公園基本計画（改定版）

発行：平成31（2019）年3月

編集：大和郡山市 都市建設部 都市計画課

〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町 248 番地 4

TEL 0743-53-1151 代表

FAX 0743-53-1049

